

広島県告示第七百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年九月六日までの間、縦覧に供する。

令和三年八月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|---------|--|------------|
| 県道飯田吉行線 | 東広島市西条町寺家字西迫五九一六番六四地先から 東広島市西条町寺家字西迫五九一五番二地先まで 東広島市西条町寺家字力萬六一一六番一地从先から 東広島市西条町寺家字力萬六一八一番二地先まで | 令和三年八月二十三日 |